

望月 社会保険労務士事務所  
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail [info@mo-mochizuki.com](mailto:info@mo-mochizuki.com)  
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371  
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

あんなに暑かった夏もいつの間にか過ぎ去り、気付いてみると長袖が気持ち季節になっています。そうなればやはりスポーツの秋ですよ。MLBは日本人選手がポストシーズンでも活躍していますし、昨日はサッカー日本代表があつたブラジルから歴史的な初勝利を挙げましたね。前半で2点とられた時点で、「ふざけるなよ！何がワールドカップ優勝だ、ちっとも力の差は変わらねーじゃねーか！」と思って、別室で本を読み始めたのですが、リビングから聞こえる大歓声に慌ててTVを見れば1点入っていて、後にご承知の通り。森保監督、選手の皆さん、皆さんの深謀遠慮も知らず悪態ついて本当にすみませんでした。

## ～健康保険の被扶養者認定は令和8年4月1日からは 労働契約内容で年間収入を判定～

健康保険の被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和8年4月からは、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、次のとおり、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととされました。

1. 労働契約で定められた賃金（労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれる。）から見込まれる年間収入が130万円（認定対象者が60歳以上の者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあつては150万円）未満であり、かつ、他の収入が見込まれず、

（1）認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合）

当該要件を満たさない場合であっても、当該認定対象者の収入が被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

（2）認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱う。

2. 労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付および当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認する。具体的には、通知書等の賃金を確認し、年間収入が130万円未満（1同様一定の場合は180万円または150万円未満）である場合には、原則として被扶養者として取り扱う。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があつた場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。

今後は、手続きがかなり煩雑になりそうですので、ご注意ください。

【厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf>